

全労金2017春季生活闘争ニュース・第19号

《合意速報No.3》

沖縄労組が金庫との団体交渉で、基本合意を表明しました！

沖縄労組は、3月28日午前9時から、金庫と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

	要 求		回 答	
	正職員	準職員	正職員	準職員
安定雇用	—	(無期転換権は実現) (登用制度は実現)	—	(無期転換権は実現) (登用制度は実現)
最低賃金	時間額950円、日額6,970円、 月額146,300円への引き上げ		要求通り	
基本賃金	—	(2016年に賃金制度移行し 改善が図られた)	—	—
一時金	4.1	3.6	4.1	3.6
昨年実績	4.1	3.6		
雇用環境	—	私傷病欠勤・休職制度 (ジョブリターン制度あり)	私傷病： 規定を整備したうえで、正職員と同一の内容で制 度化する。 (ジョブリターン制度あり)	
単組独自要求	—	年休付与日数 組織風土・職場風土改革を要求 (積立休暇制度はあり)	年休付与日数：要求通り 組織風土・職場風土改革： 労使で取り組みを開始する。	

団体交渉において、金庫からは、「沖縄労金が置かれている厳しい現状の中で、最大限応えた回答である。これまでの職員の奮闘、年度末に向けて個人融資の達成が視野に入ってきたこともあわせて感謝申し上げる。今後収益見通しが厳しい中、この難局を乗り越えることができる組織体制、人財が揃っていると思う。労働者のための福祉金融機関で働く者としてお互い立場は違えども、様々な課題に対していかにして取り組むかについて労使で議論していくことが重要であり、この難局を乗り越えるため労使一丸となり取り組むことが会員の負託に応えることにつながると考えている。組織風土・職場風土改革の一つとして風通しのよい職場づくりについて、まずもって沖縄ろうきんで働く職員が笑顔でなければ、私たちが決意した会員・利用者・働く仲間を笑顔にすることができない。是非、組織風土・職場風土改革に労使で取り組みたい。労働組合の立場からも職場の課題解決に向けて職場で活発なコミュニケーションと意見交換をしていただ

きたい。労使一丸となりこの厳しい現状を乗り越え、会員との絆を太くし、向こう50年のろうきんをめざし、ともに頑張ろう」等の見解が表明されました。

宮城闘争委員長は、「2017春季生活闘争では、組合員が働きがいを実感し、笑顔と活力の連帯が広がることで、ろうきん理念の実現と福祉機関の役割がさらに発揮でき、結果、間接構成員のニーズと会員組織の負託に応えることに繋げるために取り組んだ。交渉が長期化することなく、早い段階で着地点を見出し、回答期限日内の妥結に向けて、真摯な交渉と誠意ある対応が行われたことは感謝している。一時金については、争点とはせず、職員の奮闘が理解されたことは、職員のモチベーション向上に大きく寄与するものである。さらに、雇用に関する環境整備、公正処遇・均等待遇については、雇用形態に関わりなく『職員』を大切な財産である『人財』として重視していることの現れでもあり、労働金庫で働くことの価値を高めることに繋がるものである。執行委員長の責任として、組合員一人ひとりが使命と役割を共有し、連帯すること、職場に笑顔と活力のある運動を展開するため、メッセージを発信して、労働者自主福祉運動をさらに浸透させていくことを約束する。沖縄ろうきんで働くすべての役職員で、「夢」と「英知」を結集させ、山積している課題の解決を労使で取り組み、組織風土・職場風土改革を進めることを労使で固く決意したい」等を表明しました。

単組は、①2017年度以降も厳しい現状に変わらない中、すべての要求項目に対して、労働組合の要求に真摯かつ最大限に応え、すべて要求どおりの回答が示されたこと、②私傷病欠勤・休職制度について、正職員と同一の内容で制度化することを確認できたことは、公正処遇の実現だけでなく、安心して働き続けることができる環境整備につながったこと、等から基本合意を判断しました。

*合意単組：3単組（3月28日12時50分現在）

中央・長野・沖縄

以 上